

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営			受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会			
問題 1								
設問 1	A	(ア)	B	(キ)	C	(シ)	D	(ソ)
	E	(テ)	F	(ネ)	G	(ノ)	H	(ホ)
設問 2	A	(シ)	B	(フ)	C	(チ)	D	(ヌ)
	E	(キ)	F	(ヒ)	G	(タ)		
設問 3	A	(エ)	B	(カ)	C	(キ)	D	(コ)
	E	(タ)	F	(ツ)	G	(ニ)	H	(ホ)
設問 4	A	(ウ)	B	(ヒ)	C	(ク)	D	(セ)
	E	(ナ)	F	(チ)	G	(ネ)		
設問 5	A	(ヌ)	B	(セ)	C	(ア)	D	(イ)
	E	(シ)	F	(サ)				
設問 6	A	(イ)	B	(ケ)	C	(チ)	D	(タ)
	E	(カ)	F	(ヒ)				
設問 7	A	(ト)	B	(ア)	C	(ク)	D	(ニ)
	E	(ヌ)	F	(ナ)				
設問 8	A	(コ)	B	(オ)				

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 2

設問 1	A	事業主掛金
	B	他制度掛金相当額
	C	拠出限度額
	D	零

設問 2	①一定の資格（職種・勤続期間・年齢）を設けて、企業型年金加入者掛金の額又は拠出区分期間の決定又は変更方法等に差を付けること。
	②事業主返還において、企業型年金加入者掛金の拠出があるにもかかわらず企業型年金加入者であった者への返還額が零であること。

設問 3	①企業型年金加入者掛金の額又は拠出区分期間の指定がなかった者は、特定の企業型年金加入者掛金の額又は拠出区分期間を選択したものとすること。
	②企業型年金加入者掛金の額が毎年自動的に増加又は減少することを設けること。

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題3			
設問1	A	最低賃金	
	B	10時間以上	
	C	在職老齢年金制度	
	D	65万円	
設問2	・基礎（1階）の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するため。		
	・比例（2階）の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例（2階）の財源が将来の受給世代の基礎（1階）の給付に充てられ、世代間の財源移転が行われるため。		
設問3	毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、標準報酬月額の等級区分を参照して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。		

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題 4			

設問 1	A	定率を乗じる方法
	B	指標を乗じて得た額
	C	あらかじめ定めた給付の額
	D	加入者期間の全部又は一部

設問 2	1.	事業年度を変更した場合
	2.	・法第三条第一項の規定により確定給付企業年金を実施しようとする場合 ・法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する 場合、法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合、法第七十六条 第三項若しくは法第七十七条第四項の規定により合併若しくは分割によって基金を 設立する場合又は法第八十条第二項若しくは法第八十一条第二項の規定により給付の 支給に関する権利義務を承継する場合（規約型企業年金を実施することとなる場合又 は基金を設立することとなる場合であって、給付の支給に関する権利義務の承継に係 る確定給付企業年金の掛金の額を給付の支給に関する権利義務の移転に係る確定給付 企業年金の掛金の額と異なるものとする場合に限る。） ・法第五十八条第一項の規定により財政再計算を行う場合

設問 3	①加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る掛金総額の二分の一を超えないこと
	②加入者が掛金を負担することについて、当該加入者の同意を得ること
	③掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあっては、当該
	掛金を負担しないものとすること。
	④掛金を負担していた加入者であって、②もしくは③の規定により掛金を負担しないこととなつたものが当該掛金を再び負担することができるものでないこと（規約の変更によりその 者が負担する掛金の額が減少することとなる場合を除く）

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (1枚目)

通常予測給付現価

=数理債務+標準掛金収入現価

= (純資産額-リスク充足額) + (給与現価 × 標準掛金率)

= (10+1,050-10-50) -300+2,000 × 15.0%

=1,000

設問1

追加拠出可能額現価

=MIN(MAX(0 , 財政悪化リスク相当額+通常予測給付現価

-掛金収入現価-純資産額+別途積立金) , 財政悪化リスク相当額)

=MIN(MAX(0 , 200+1,000-300- (10+1,050-10-50) +150) , 200)

=50

通常予測給付現価=1,000 × (100%/20%) =5,000

標準掛金収入現価= {15.0% × (100%/20%) } × 2,000=1,500

数理債務=通常予測給付現価-標準掛金収入現価=5,000-1,500=3500

未償却過去勤務債務残高

=数理債務- (純資産額-別途積立金)

=3,500- (1,000-150)

設問2

=2,650

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題 5 (2枚目)			

設問 3	引き上げ後の移行割合を A % とすると、
	未償却過去勤務債務残高 = $700 \times (A/20-1) - 150$
	よって、特別掛金 (月額) = $\{700 (A/20-1) - 150\} / 106.33758$ 百万円
	標準掛金額 (月額) = $15.0\% \times A/20 \times 20$ 百万円
	これらの合計が15百万円以下となるので
	$\{700 (A/20-1) - 150\} / 106.33758 + 15.0\% \times A/20 \times 20 \leq 15$
	$A \leq 47.988 \dots$
	よって、引き上げ後の移行割合は47%

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題 6			

設問 1	上限値は、 $(1/0.9)^{(1/16)} \times 1.015 - 1 \approx 2.17\%$
	下限値は、 $(1/1.1)^{(1/16)} \times 1.015 - 1 \approx 0.90\%$

設問 2	(1) 非積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と、期末の退職給付に係る負債との差額
	(2) 積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期拠出額を控除した後の残高（事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付の支払額も控除する。）と、期末の退職給付に係る負債との差額

設問 3	・暦年別又は出生年別の死亡率表からなるマトリクスを用いる
	・将来の一定期間にわたる死亡率の変化を織り込む

設問 4	A 年金の受給開始日
	B 総額

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題7（1枚目）			
<p>A社は継続的なインフレに対応できる退職給付制度を希望している。そのうえで、既存従業員のDBの過去分の給付を増額する、会社負担のキャッシュアウトは増加させない、DCの事業主掛金2.75万円を引き続き拠出できるようにする、退職一時金とDBを合わせた給付水準を低下させない、DB法令上の給付減額には該当させない等のニーズを最大限満たしながら、現行制度をどのように変更するかについて、年金数理人としての所見を述べる問題である。また、変更に伴う退職給付会計上の影響を説明することが求められている。</p>			
<p>以下、解答の論点例を挙げる。他の論点・観点での解答であっても、論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与えている。</p>			
<p>●DBについて</p>			
<ul style="list-style-type: none">・キャッシュバランスプランの指標をDBの運用実績とする方法			
<p>現行の指標である10年国債は、物価との相関はあるものの、昨今のインフレ率には追いついていない。DBの運用実績も物価と完全に連動するものではないが、一般的には10年国債よりは高い利率が期待でき、インフレへの対応力が改善されると考えられる。変更にあたっては、指標の見込みを現行の2.0%から期待收益率の2.5%に引き上げることが考えられるが、後述のとおり、予定利率も2.5%に引き上げることで掛金の増加を抑制できる。</p>			
<p>なお、物価指数等を指標とすることもインフレ対応として有効だが、資産（運用利回りで変動）と負債（物価指数等で変動）の連動性の観点で、継続的なインフレ環境下では特別掛金が発生する可能性があること等に留意が必要である。</p>			
<p>・仮想個人勘定残高を増加させる方法</p>			
<p>仮想個人勘定残高に一定の額を加算、一定の率を乗じる等の方法で過去分の給付を増額することが考えられる。変更にあたっては、剰余金の範囲内で行うことが会社負担のキャッシュアウトを増やさないという点で望ましい。また、一定期間に限って、指標に一定率を上乗せする等の対応も過去分の給付を増額する方策として有効である。</p>			

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題7（2枚目）			

・予定利率の引き上げ

現行の予定利率2.0%は期待収益率2.5%より低く、実際に近年は剩余金が積み上がっている。

そのため、予定利率を期待収益率の2.5%まで引き上げ、インフレ対応に伴う標準掛金と他制度掛金相当額の増加を抑えることが考えられる。

なお、他制度掛金相当額を抑制することを目的とした予定利率の引き上げは行うべきではないが、予定利率を期待収益率まで引き上げるのであれば、特段の問題はないと考える。

上記の方策は、いずれも給付水準の引き上げであり、DB法令上の給付減額には該当しないと考える（近年の良好な運用環境で剩余金が大きいという記載があるため、指標の5年平均も10年国債より運用実績の方が高くなる想定である）。

また、その他の方策として、リスク分担型企業年金への変更もインフレ対応として効果があると考える。ただし、給付減額の同意を不要にする場合は、剩余金の水準等によってはリスク対応掛金が発生してしまう可能性があるため、会社負担のキャッシュアウトが増加しないか検証が必要である。

●退職一時金について

退職一時金をDBに移行することが考えられる。退職一時金は、退職時にまとめてキャッシュ負担が発生するが、DBはキャッシュ負担を平準化することが可能である。また、DBでは年金資産の運用を行うため、インフレ環境下であれば、運用益を活用した給付水準の増加や、剩余金を活用した掛金の引き下げを行うことも可能であり、選択肢が広がると考えられる。

●DCについて

インフレに強い運用商品を組み入れて投資の選択肢を増やし、投資教育を確りとしていくことで、従業員が自らインフレ対応を行うことができるようになることが考えられる。

解答用紙

2025年10月1日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題7（3枚目）			

なお、前述のDBと退職一時金に係る提案内容は、DBの他制度掛金相当額を引き上げる可能性が高い。現在は他制度掛金相当額を簡易的な算定方法で算定しており、従業員の平均年齢は45歳とやや高いことから、原則的な算定方法となればある程度は他制度掛金相当額が減少する可能性はある。また、運用の見直しとセットで予定利率を更に引き上げる、今後の法改正によりDCの拠出限度額が6.2万円に増加すること等も踏まえ、DCの事業主掛金2.75万円を維持できるよう検討が必要である。

<退職給付会計上の影響>

キャッシュ・バランス・プランの指標をDBの運用実績とした場合、退職給付債務の算定に使用している指標の見込みを引き上げることになり、過去勤務費用が発生することが想定される。また、DBの過去分の給付の増額も過去勤務費用が発生する。IFRSの場合、過去勤務費用はP/Lで即時認識となる点に留意が必要である。また、A社がアセット・シーリングにより資産計上額に制約を受けている場合、退職一時金からDBに移行することでB/Sの効率改善に繋がる可能性がある。

<その他の論点>

- ・キャッシュ・バランス・プランの指標の下限の引き上げ
- ・退職一時金のポイント単価を物価連動させる